

## 化管法等による化学物質の適正管理の推進

本市では、化学物質の取扱量が一定規模以上の事業者には、その化学物質の排出量等について届け出ることを義務付けています。(表 1)

また、条例では事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進するため、特定化学物質等適性管理書の作成等を求めています。

表 1 化管法と環境保全条例の届出制度の概要

項目		化管法 <sup>※1</sup>	環境保全条例 <sup>※2</sup>
対象化学物質		化管法で定める 462 物質 (平成 21 年度把握分まで 354 物質)	
届出事業者	業種	製造業等 24 業種 (平成 21 年度把握分まで 23 業種)	
	従業員数	事業者が常時使用する従業員数(全社の合計)が 21 人以上	
	年間取扱量	1 トン以上 (ベンゼン等 15 物質(平成 21 年度把握分まで 12 物質)については 0.5 トン以上)	
	その他	特別要件施設 <sup>※3</sup> (年間取扱量に関わらず対象)	
届出内容		排出量 <sup>※4</sup> 及び移動量 <sup>※5</sup>	取扱量 <sup>※6</sup>

※1 化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※2 環境保全条例：市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

※3 特別要件施設：廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など

※4 排出量：事業所から大気や公共用水域などの環境中へ排出した量

※5 移動量：廃棄物として事業所の外へ移動した量及び下水道へ移動した量

※6 取扱量：事業所で製造及び使用した量

<参考>

1 環境保全条例届出事業者数と取扱量の推移

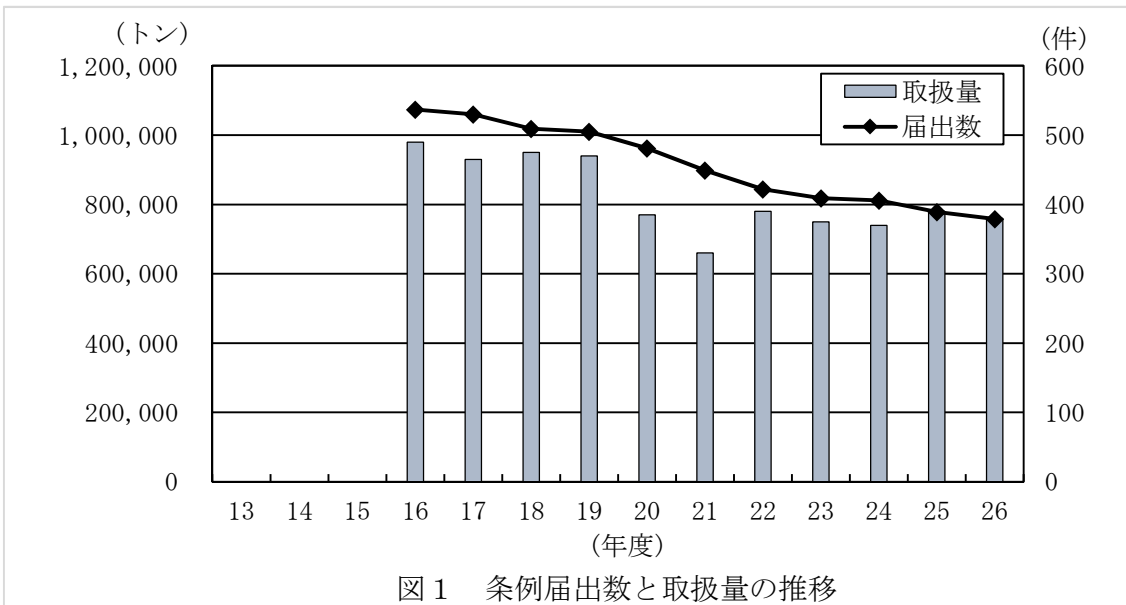


図1 条例届出数と取扱量の推移

2 化管法届出事業者数と排出量の推移（本市届出分）

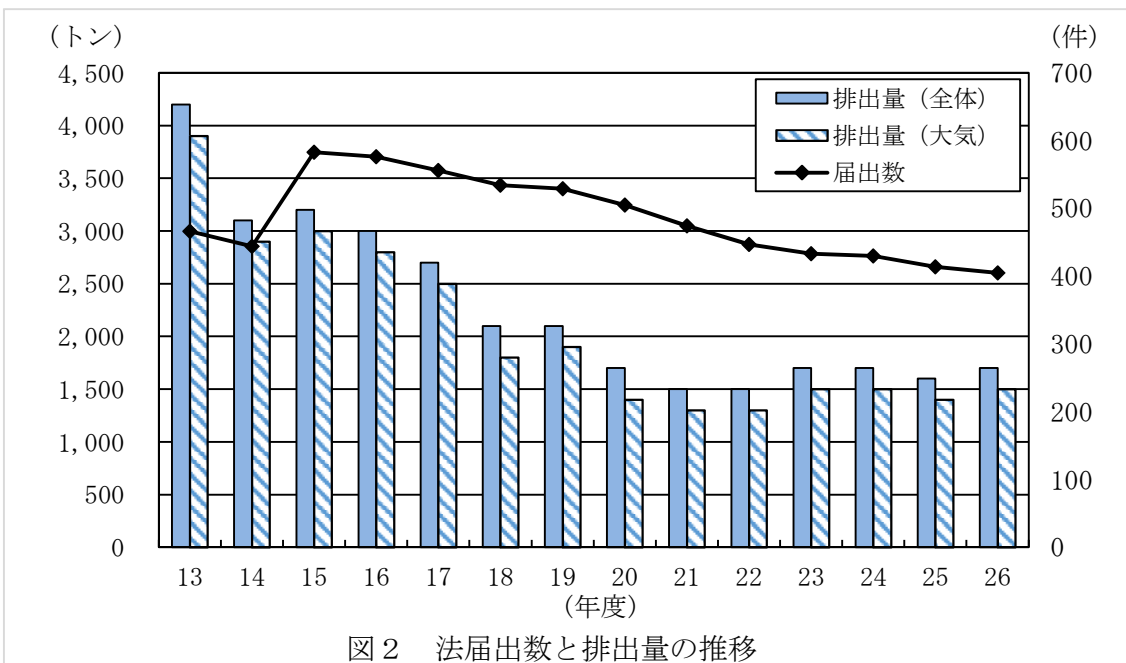
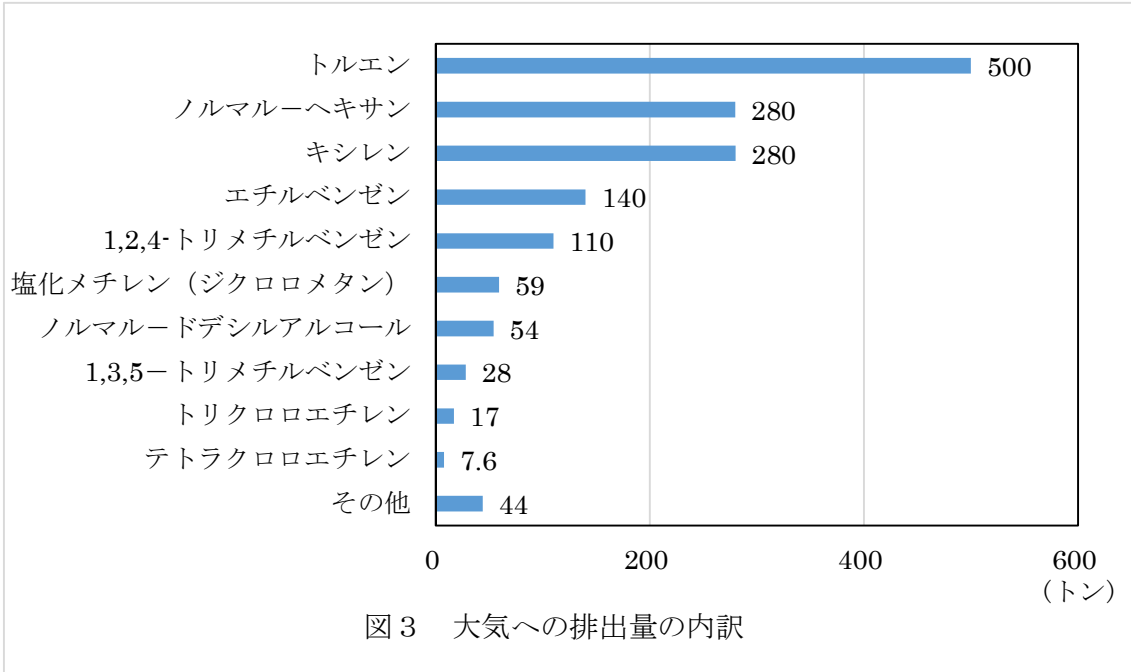
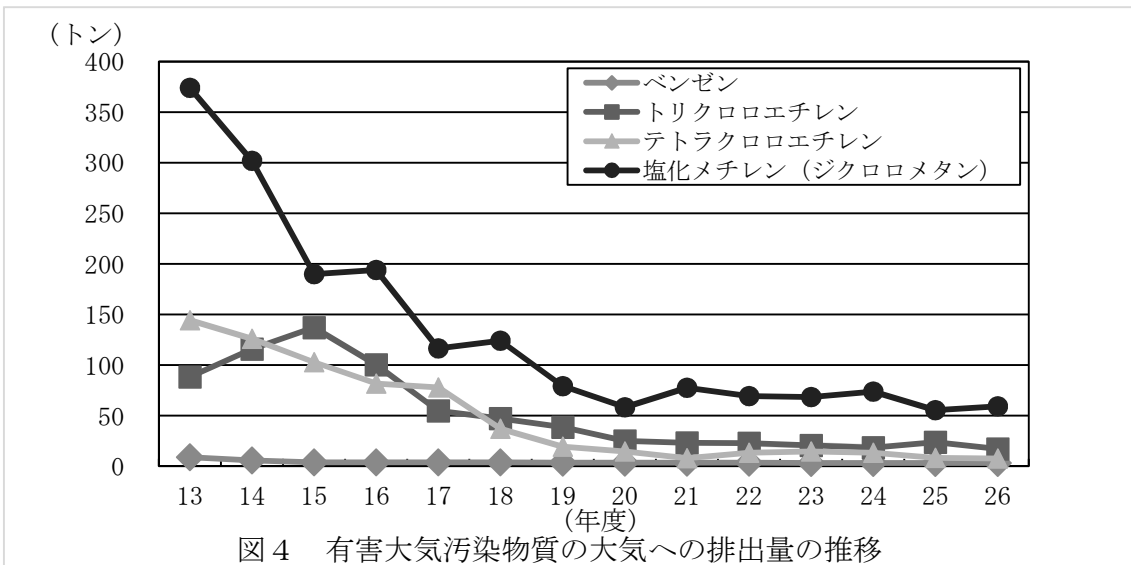


図2 法届出数と排出量の推移

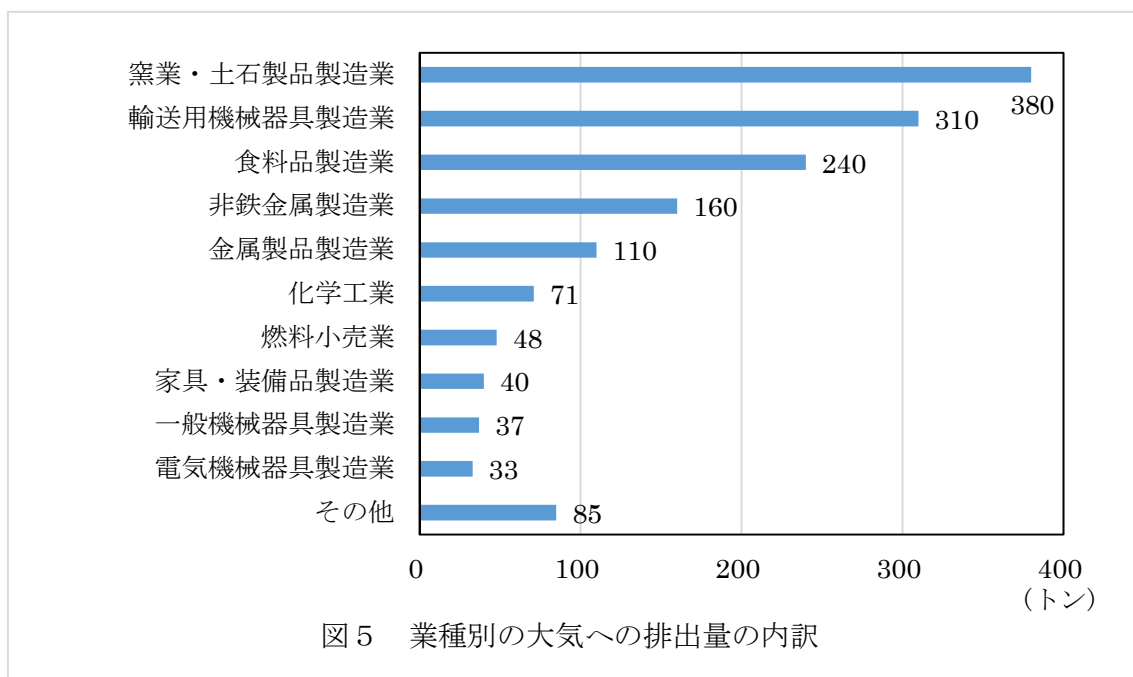
### 3 大気への排出量の内訳（平成26年度）



### 4 有害大気汚染物質の大気への排出量の推移（本市届出分）



5 大気への排出量の多い業種（平成26年度）（本市届出分）



6 全国及び愛知県の届出集計結果との比較

愛知県は、届出事業所数、排出量ともに全国で1番多く、排出量は全国の7.2%を占めています。

名古屋市の排出量の合計は、全国の1.1%、愛知県の15%となっています。

表2 全国及び愛知県の届出集計結果との比較

項目	全国	愛知県	名古屋市
届出事業所数	35,573	2,059	405
届出排出量 (トン)	159,021	11,399	1,702
全国に対する排出量の割合	—	7.2%	1.1%